

TPP テキスト情報のリーク???

米国の法律事務所より、TPPについて、知財・regulatory coherence・TBT・透明性の4つの提案書がマスコミにリークされたとの連絡があったが、米国通商代表部（USTR）の公表文によれば、交渉の対象となっている24分野の内、マーケットアクセス、金融サービス、知的財産、政府調達、投資、環境等を含む20以上の分野についてテキスト（協定条文案）が提案され、交渉参加国間で議論が行われているとのことである。

20件以上のテキストが提出・議論され、9ヶ国もの国が参加している交渉にもかかわらず、これまでテキストの具体的な内容がリークしているとの話が殆ど聞かれなかったのは通商交渉において異例の事態であり、交渉国間で極めて厳密に情報が管理されているためと思われる。

一方ネット上では、相変わらず真偽定かならぬ情報が多数飛び交っており、先日、某大学教授より、TPPの「知財章」と称する文書（"This Document Contains TPP Confidential Information"）がネットに流れているとの連絡を頂いて見てみた。

ちなみに、FTAの知財章は、通常、以下のような内容を含んだ規定である。例として、我が国が本年5月にペルーと合意した最新のEPAにおける知財章をみると、以下の22条の規定（167~188条）で構成される13ページの文書（日本語ベース）である。（規定の分類は筆者による）

(1)原則（6ヶ条）

一般規定、内国民待遇、最恵国待遇、手続事項の簡素化及び調和、知的財産権の取得及び維持、透明性

(2) 対象とする知的財産権（7ヶ条）

①特許、②意匠、③商標、④地理的表示、⑤著作権及び関連する権利、⑥開示されていない情報の保護、⑦不正競争

(3) 権利行使関連規定（5ヶ条）

権利行使に関する一般規定、国境措置に係る権利行使、民事上の救済に係る権利行使、刑事上の制裁に係る権利行使、インターネット・サービス・プロバイダの責任

(4) その他（4ヶ条）

知的財産の保護についての啓発の促進、協力、知的財産権に関する小委員会、他の考慮事項

尚、米国の法律事務所からの情報によれば、TPPにおける知財章のテキスト案は米国USTRが作成した提案とのことである。米国が、FTAに織り込もうとする知財章の条文は、米韓FTA等過去のFTAの例から、比較的容易に推定され、以下の特徴があることが判明している。

- ・極めて詳細な規定で構成される（米韓FTAは、34ページからなり、日本の知財章はもちろん、EUによるFTAの知財章と比べても規定が多く詳しい）。特に、商標、著作権、特許に関する規定が多い。
- ・知財保護のレベルとしても、WTOにおける知財保護規定（TRIPS）の内容を大幅に上回るレベルの規則が、多く含まれる。例えば、

- 著作権保護が、作者死亡時より70年間（日本は50年間。EUは70年間）
 - 実演家・レコード製作者・放送事業者等の権利「著作者隣接権」について、詳細な用語の定義がある。（日本のFTAは、TRIPS並）
 - コピー防止技術の法的保護が含まれる。（日本のFTA及びTRIPSには規定無し）
 - 特許の付与プロセスにおける手続き遅延や薬品の販売承認審査が長引いた場合、特許期間（20年間）の延長が認められる。（日本のFTA及びTRIPSには規定無し）
 - 動植物も特許の対象となる。（日本のFTA及びTRIPSには規定無し）
 - 医薬品・農薬のテストデータ保護期間が夫々5年・10年。（日本FTA及びTRIPSには規定無し）
 - 特許権・著作権及び関連する権利・商標権侵害における民事所掌においては、弁護士費用を含む訴訟費用は敗者に負担させることが出来る。（日本では不可能）
- ・ 意匠（工業デザイン）に関する規定が無い。

先般ネットから得られたTPP知財章テキストと称する文書は、全体で38ページに及ぶ長文の文書で、内容的には米韓FTA等これまでに米国が締結したFTAの知財章をベースとしていることは明らかであり、米韓FTAの知財章と条文毎に比較してみると、かなりの規定について米韓FTAの内容と全く同じ文言が使用されていることが判明した。それに加えて、以下の規定が追加されている。

- ・ 地理的表示（注：原産地名を含んだ商品の名称で有名なもの。例：ボルドーワイン）に関する規定を更に詳細化するとともに、ワイン・蒸留酒以外の製品への適用を制限している。
- ・ 著作権の保護期間は、出版・初演の年から95年に延長（作者死亡時から70年間は変わらず）
- ・ （通常は特許対象外である）人間及び動物に対する診断・治療・手術方法も特許対象。但し、人間・動物の健康確保を含む公共秩序やモラル維持のために必要な発明は対象外。
- ・ ジェネリック薬品のためのテスト免除条件を規定（Bolar Provision）を追加予定
- ・ 民事訴訟における損害賠償の限度額を、損害の3倍まで増額。
- ・ 偽物・海賊版対策として、通関当局に制裁権限を付託。

地理的表示については、WTOのTRIPS協定のルール改定を巡る協議において、ワイン・蒸留酒以外の製品についても地理的表示の保護を強化しようとするEU・スイス・インド等と保護対象の拡大に反対する米国・カナダ・豪州等が激しく争った経緯がある。著作権の延長については、ディズニーやハリウッドの映画会社等強力なキャラクターを多数抱えるメディア企業が以前から主張している点である。また、民事訴訟における三倍賠償は、米国特許法(284条)において、故意または不誠実な特許侵害に対して認められる懲罰的損害賠償措置であり、証明できる実損害に限定される日本の損害賠償と大きく異なるルールである。こうしてみると、如何にも米国が提案しそうなドラフトに見えてくるが、果たしてこの文書は、どのような素性のものであろうか？